

2017年度（第8回）日本頭蓋顎顔面外科学会専門医  
認定審査についての手引き

2016年12月

一般社団法人日本頭蓋顎顔面外科学会

理事長 山本 有平

専門医委員会

委員長 朝戸 裕貴

一般社団法人日本頭蓋顎顔面外科学会は、日本頭蓋顎顔面外科学会専門医制度規則および同施行細則に基づき、第8回専門医認定審査を下記の要領で実施いたします。

1. 専門医審査申請者の資格

専門医審査申請者の資格は、日本頭蓋顎顔面外科学会専門医制度規則第3章第5条の申請資格を有する者です。

2. 認定審査用書類の様式について

日本頭蓋顎顔面外科学会専門医制度規則および同施行細則に基づき、以下の認定審査用書類が日本頭蓋顎顔面外科学会ホームページに掲載されています。書類をダウンロードし、ご使用下さい。

- 1) 日本頭蓋顎顔面外科学会専門医認定申請書（様式1）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 業績目録（様式3）
- 4) 治療記録（様式4）
- 5) 手術症例の一覧表（様式5）
- 6) 研修歴証明書（様式6）
- 7) 申請書類チェックリスト（様式10）

3. 認定審査用提出書類

申請書類チェックリスト（様式10）を用いて申請書類に不足が無いようご確認をお願い致します。また、これを全体の表紙とし番号順に整理してご提出ください。

- 1) 日本頭蓋顎顔面外科学会専門医認定申請書（様式1）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 日本国医師免許証（コピー）
- 4) 日本形成外科学会認定専門医の認定証（コピー）
- 5) \*研修歴証明書（様式6）
- 6) 教育セミナーもしくは学術講習会の\*\*受講証明証（2回分）

- 7) 業績目録（様式3）
- 8) 症例の記録（様式5：手術症例の一覧表，様式4：治療記録）
- 9) 認定審査料振込の領収書（コピー）

\*研修施設に“週1～2日”在籍されていた場合は，その年限の半分をカウントします。  
研修施設に“週3日以上”在籍されていた場合は，その年限をすべてカウントします。  
\*\*第6回（2010年度）以降の学術講習会を対象とします。

#### 4. 書類提出期間

2017年7月1日～2017年8月31日（消印有効）

#### 5. 書類送付先および認定審査料振込先

認定審査提出書類は，簡易書留等にて委員会へ送付してください。

〒169-0072

東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル9階

（株）春恒社 学会事業部内

一般社団法人日本頭蓋顎顔面外科学会 専門医委員会 宛

TEL：03-5291-6231

認定審査料：10,000円

郵便振替口座：00130-4-179168 加入者名：一般社団法人日本頭蓋顎顔面外科学会  
※振込みは郵便局備え付けの用紙をご使用ください。

通信欄には必ず“専門医認定審査料”と明記してください。

#### 6. 専門医認定書類審査の実施時期

2017年10月上旬までに実施いたします。

#### 7. 専門医試験の実施時期

第35回日本頭蓋顎顔面外科学会学術集会期間中に行います。

#### 8. 認定審査の結果の発表および登録

認定審査の結果は，専門医委員会が理事長に報告し，理事会の議を経て申請者に通知します。認定登録料10,000円の納付（振込先は同上）を確認した後，理事長が学会の専門医資格名簿に登録のうえ公示します。認定証は，追って理事長が本人に送付します。

9. 申請書類記入・作成に関する注意事項

- 1) 記載は、印字か、黒インクまたはボールペンを用いて楷書で記載してください。用紙の所定欄に納まるよう作成してください。
- 2) 年号の記載は西暦を用いてください。
- 3) 業績目録に併せて、学術集会プログラム抄録集の申請者の発表（講演）が掲載されているページの写し、論文の最初のページ（題名と執筆者が記載されている）の写しを添付して下さい。

4) 症例の記録を作成する際、以下の点にご留意ください。

●症例の記録として、所定の治療記録（様式 4）、手術症例の一覧表（様式 5）を提出して下さい。症例は執刀例、指導例に限ります。

●提出する手術例（30 例）は、下記手術が該当します。

- a) 顔面骨骨折観血的整復術
- b) 顔面骨の骨切り移動術（顎変形症、鼻骨など陳旧性顔面骨骨折に対する、その他の顔面の変形に対する骨切り術）
- c) 顔面への骨・軟骨移植術（顔面の様々な変形に対する移植術に加えて、隆鼻術、顎裂骨移植術、小耳症耳介再建術なども含む）
- d) 頭蓋骨形成術（後天的、先天的頭蓋変形や欠損に対する自家骨移植術、人工骨移植術、骨切り移動術など）
- e) 頭蓋・顔面軟部組織の広範なもしくは主要部位の欠損、損傷、変形に対する再建手術（先天異常、外傷、腫瘍切除後、その他の原因による）  
\*主要部位とは眉毛、眼瞼、鼻、口唇、耳介などが該当する。
- f) 顔面骨格の美容外科手術

注：上記 a) ～ e) は必須の手術例です。a) は 10 例以上（うち執刀が 5 例以上）、b) ～ d) はそれぞれ 3 例以上（うち執刀が 1 例以上）、e) は 1 例以上が必要です。委員会において、申請者の代表症例として相応しくない症例（いわゆるマイナーな手術症例）として認定された症例が 3 例以上ある場合は書類審査が不合格となります。ご留意下さい。マイナーな症例としては、局所の小皮弁を用いた顔面軟部組織再建例、鼻骨骨折の非観血的整復術や頬骨弓単独骨折の整復術、局所麻酔下に短時間で終了したような手術例が該当します。なお、提出症例についての Q & A が学会ホームページに掲載されていますので必ずご覧下さい。

（学会 HP > 専門医制度 > お知らせ > 専門医認定審査に関する質問について）

●提出する手術例（30 例）のうち 10 例について、術前、術中、術後（術後 6 ヶ月以上経過）の写真が必要とします。

- ・ 10 例の内訳は、上記領域 a) から 3 例以上、5 例以内、b) ～ f) から 2 領域以上と

し、b)～f)の症例は1領域につき3例以内としてください。

- 10例については申請者の代表例を提出し、当人が術者もしくは指導者のみに限ります。
- 同じ部位の単独骨折は3例までとしてください。
- 骨組織の再建例では画像(XPやCT)についても術前、術後(原則として術後6ヵ月以上経過)の写真が必要です。
- 術前に機能異常(咬合、開口、眼球運動など)が認められる場合、その術後経過がわかる術後の記録(写真など)を付けてください。
- 写真はパワーポイント形式で作成し、10例一括したファイル(症例ごとにファイルを分けない)でCD-Rに保存して提出してください。写真には症例番号と執刀例であるか助手例であるかを明記し、必ず説明文を付記してください。なお、原本は申請者が責任を持って保管してください。

10. 問い合わせ先

一般社団法人日本頭蓋顎顔面外科学会専門医委員会 委員長 朝戸 裕貴  
〒321-0293 栃木県下都賀郡壬生町大字北小林 880 獨協医科大学病院形成外科  
FAX : 0282-86-1111 E-mail : h-asato@dokkyomed.ac.jp  
お問い合わせは、E-mail もしくは FAX をお願いいたします。